継続しやすいホームページ講座

平成24年11月11日（日）　ホームページの開設
平成24年11月25日（日）　ホームページのデザイン
平成24年12月02日（日）　ホームページのコンテンツの作成
平成25年01月20日（日）　実習（コンテンツの作成・修正）
平成25年02月03日（日）　作成したホームページの発表
時間は10:30～12:15（全5日）

講師：つづき交流ステーション

サポーター：つづき交流ステーション

http://www.city-yokohama-tsuzuki.net/
info_tsuzuki@freeml.com

主催：つづき交流ステーション
協力：あおばぱそこん横丁

目次

☆ホームページとは
　・ホームページの種類
☆Jimdoとは
　・Jimdoの概要
☆Jimdoへの登録
☆jimdoを使う
☆Jimdoの説明
☆Jimdoの設定
☆Jimdoの機能
☆ホームページ作成と著作権
参考資料
☆Webメールの受信
☆お奨めのフリーソフト

ホームページとは何のこと？

　そもそもホームページとは何のことを指すのでしょうか？
ホームページは本来、ブラウザ（IE等）を起動した時に、最初に表示されるページのことを指します。

　これはあらかじめ設定されているケースが多く、表示 されるページは使用者によって様々です。本来はこのページのことを指すのですが、現在の一般的な呼び方ではホームページはWEBサイトと同義の意味で使われています。

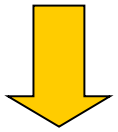

何のことか分かりますか？

ホームページの種類

静的なホームページ

・html、css、gif、jpg等のファイルをサーバーに置いたもの
ホームページビルダーなどを使って作成します

動的なホームページ

・掲示板、スケジュール、ブログ、SNS、CMS等サーバーの
プログラムを起動するもの

最近はこちらが主流に

この講座では動的なホームページを利用します

ホームページの仕組み

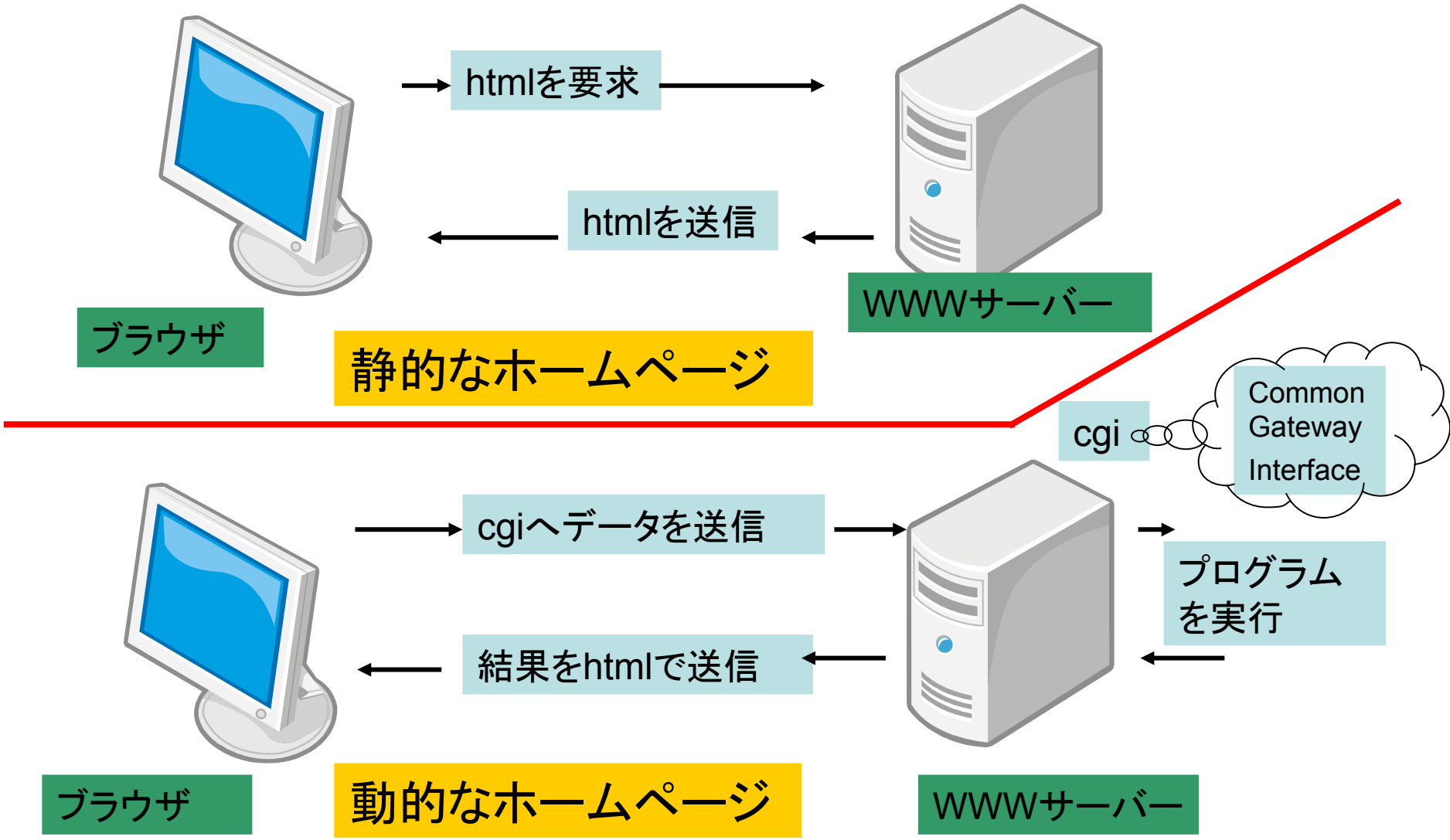
htmlを要求
htmlを送信
ブラウザ
WWWサーバー
静的なホームページ
cgi
Common Gateway Interface
cgiへデータを送信
プログラムを実行
結果をhtmlで送信
ブラウザ
動的なホームページ
WWWサーバー

市民活動団体等のHPをJimdoで

- 役員の任期が短い（1、２年）
- HP作成技術を習得には時間が掛かる
- 静的なHPはHP管理者が負荷が重い

掲示板に書き込む程度の経験

ホームページ作成経験者でなくてもHPが作れる

Jimdoサービスを使用する。

Jimdoを活用する

Jimdoとは？

・簡単ホームページ作成サービス - Jimdo
http://jp.jimdo.com/

1：Jimdoとは？
Jimdoは、Jimdo社（ドイツ）が提供するWebブラウザ上で簡単にホームページが作成出来るサービスです。
2009年、KDDIウェブコミュニケーションズ（株）が業務提携して、日本でもサービスを提供しています。

2：Jimdoの特徴
表示画面（ホームページ）と編集画面が、同じ見た目なので編集操作がわかり易いです。
フォトギャラリー、YouTube動画、掲示板、お問い合わせフォーム、ブログなどが、標準で組み込まれています。
カスタマイズは、基本的にクリックで行えます。

Jimdoとは？

3：Jimdoの料金

Jimdoは、無料と有料の２種があります。ここでは無料を紹介します。

無料

広告あり

利用可能スペース 500MB

独自ドメイン不可

4：Jimdoへの登録に必要なもの

Jimdoへの登録には、次の3つが必要です。

・希望するユーザー名（アカウント名）

・メールアドレス（Jimdoからの通知メールが受信出来る）

・年齢（満14歳以上）

希望するユーザー名は、作成するHPのアドレスにも使用されます

Jimdo利用例

PhotoPeachでつづる
都筑緑道を歩く
ホーム
PhotoPeach ページ案内
フォトギャラリー
YouTube 動画
掲示板
プロフィール
お問合わせ
リンク集
自然あふるる「都筑緑道」ご案内
ささぶねのみち　御影橋付近
都筑区内の丘陵地に広がる港北ニュータウンは、市の中心部から北北西約12km、都心から南西25kmに 位置しており、約2,530haの区域において「乱開発の防止」、「都市農業の確立」、「住民参加のまちづくり」、「多機能複合的なまちづくり」を基本理念として、昭和40年に六大事業の一つとして発表されました。
この地は開発前、横浜のチベットともいわれたほどの雑木林と田畑からなり、大都市近郊では希な人口過疎地域でした。
by KDDI
KDDI Web Communications
Jimdo
無料でホームページを作成しませんか？
Jimdoはすべてクリック＆タイプでサイトを作成できるサービスです。今すぐjp.jimdo.comで登録し、作成しましょう！

更新が簡単!専門知識や特別なソフトは不要！
ホームページ制作
1DAYセミナー
ビジネスに！
カフェのお知らせに！
プロみたいなページが！
教室サイトも！
ホームページ制作　1DAYセミナー
集客が楽になる！ワンランク上のホームページ制作講座開催！今後随時開催！
セミナー
お申し込み
Entry form
Contents
セミナーご案内トップ
7月31日(土)名古屋開催
講師の練習ページ
講師の練習ページ2
Jimdoって何？
練習
サンプルページ
Q&A
受講生さまのページ

創造空間
ホーム
ひとこと
YouTube
写真
リンク
ゲストブック
お問い合わせ
つづき パンピア
反原発1
反原発2
Webブラウザ上でホームページを作成出来る新しいサービスです。ホームページ作成ソフトなどは不要です。試しに使っています。
羽田空港
Twitter
by KDDI
KDDI Web Communications
Jimdo
無料でホームページを作成しませんか？
Jimdoはすべてクリック＆タイプでサイトを作成できるサービスです。今すぐjp.jimdo.comで登録し、作成しましょう！

Jimdoに登録する？

簡単ホームページ作成サービス - Jimdo
http://jp.jimdo.com/

Jimdoにアクセスして

・ホームページアドレス

・メールアドレスを入力します

登録ボタンをクリックします

Jimdoに登録する？

間違って入力すると同じ画面が出て来る。何度でもチャレンジする。毎回文字は変ります

スパム防止用の文字が見づらい場合は「登録」をクリックして次の文字を表示します

上に表示されて英文を入力します

登録ボタンをクリックします

Jimdoに登録する？

登録が完了するとメールでURLとパスワードが送られてくる。

この表示が出れば登録完了です

Jimdoに登録する？

登録が完了すると下記のようなメールが送られてきます

(無題)(更新) - 秀丸

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 検索(S) ウィンドウ(W) マクロ(M) その他(O)

(見出し無し)

こんにちは city-yokohama-tsuzuki さん

ご登録いただいたJimdoページが以下の情報にて利用可能です。

ページURL：http://city-yokohama-tsuzuki.jimdo.com/

パスワード：[redacted]

上記URLで接続できない場合は、少し時間をおいてからお試しください。

●Jimdoを利用するには

1) http://city-yokohama-tsuzuki.jimdo.com/ をインターネットで開いてください。

2) ページ右下の「ログイン」リンクをクリックしてください。

3) パスワード入力欄に ugehetamazaz を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

4) Jimdoの編集画面となります。Click&Typeでテキスト編集、写真追加、

デザイン変更など思いのままにJimdoをお楽しみください。

●Jimdoのヘルプはこちらをご参照ください。(一部翻訳中の箇所がございます)

ヘルプ: http://jp.jimdo.com/wiki/Main_Page

●Jimdoへご質問はお気軽にサポートチームまでお問い合わせください。

email: support@jimdo.jp

●JimdoJapanのつぶやきも用意しています。

Twitter: http://twitter.com/JimdoJapan

それではJimdoで快適なホームページ作成をお楽しみください！！

Pages to the People

Jimdo Japan サポートチーム

株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ

東京都千代田区麹町3-6 住友不動産麹町ビル3号館

メールを受け取ってから1時間ほどで利用することが出来ます

Jimdoを使う

ページURL：http://あなたのアカウント.jimdo.com/にアクセスします

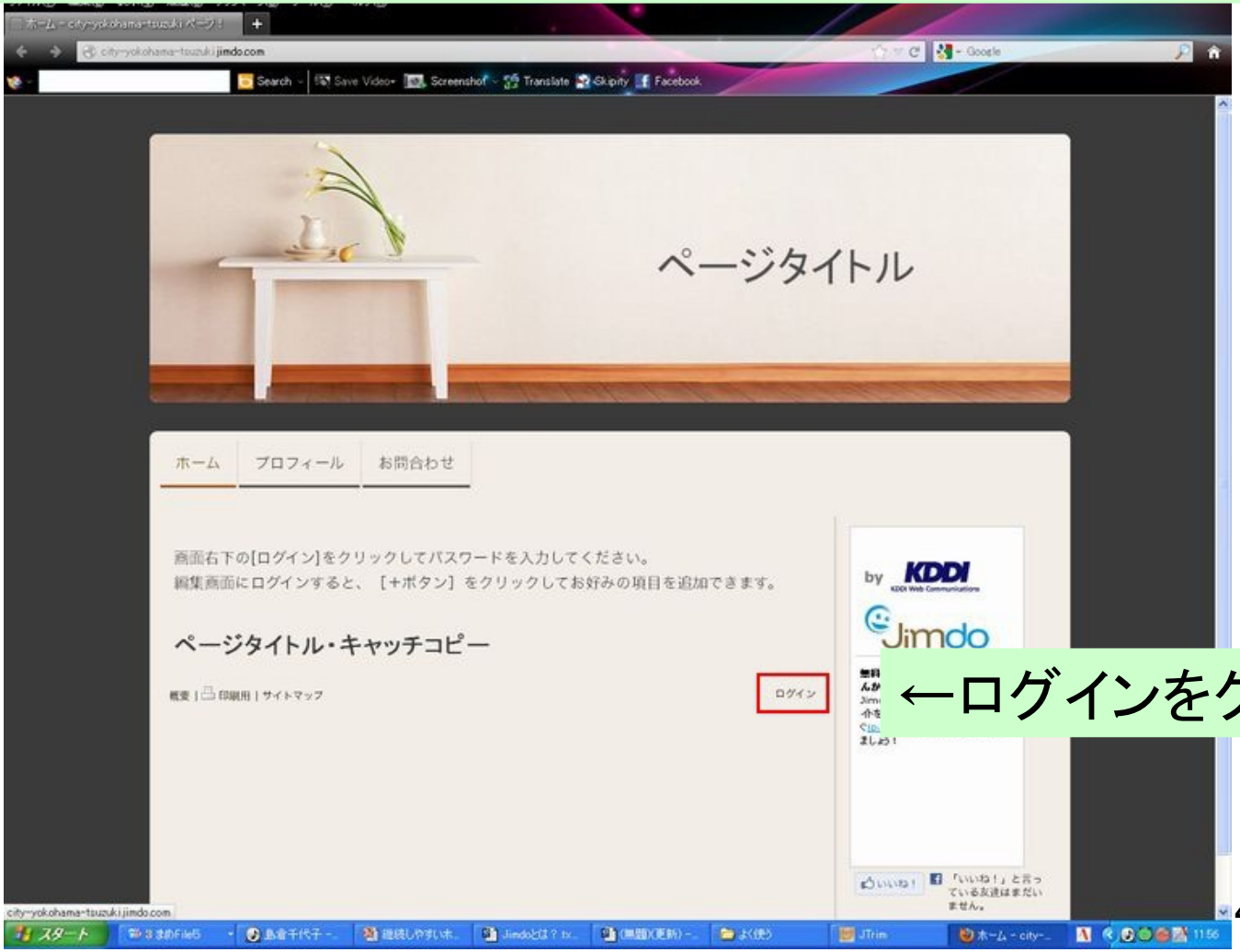

←ログインをクリックします

Jimdoを使う

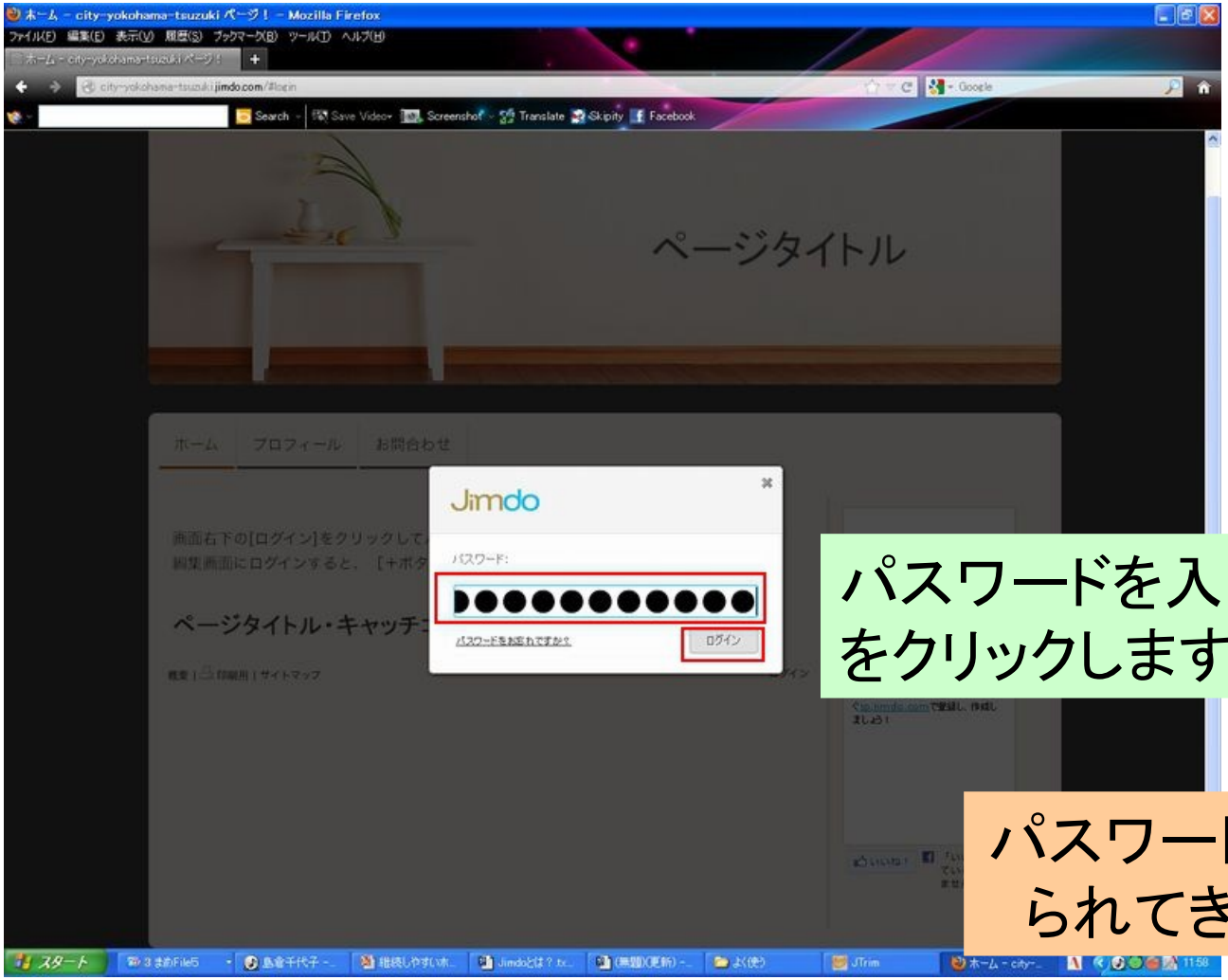

パスワードを入力して「ログイン」をクリックします

パスワードはメールで送られてきていますね。

Jimdoを使う

ログイン完了画面です

ページレイアウトの変更

レイアウトを変更してみましょう

右上のレイアウトをクリックします

下記から適当に選択してダブルクリックします

無料版では

レイアウト

独自レイアウト

スペシャルレイアウト

が使用出来ます

ページレイアウトの変更

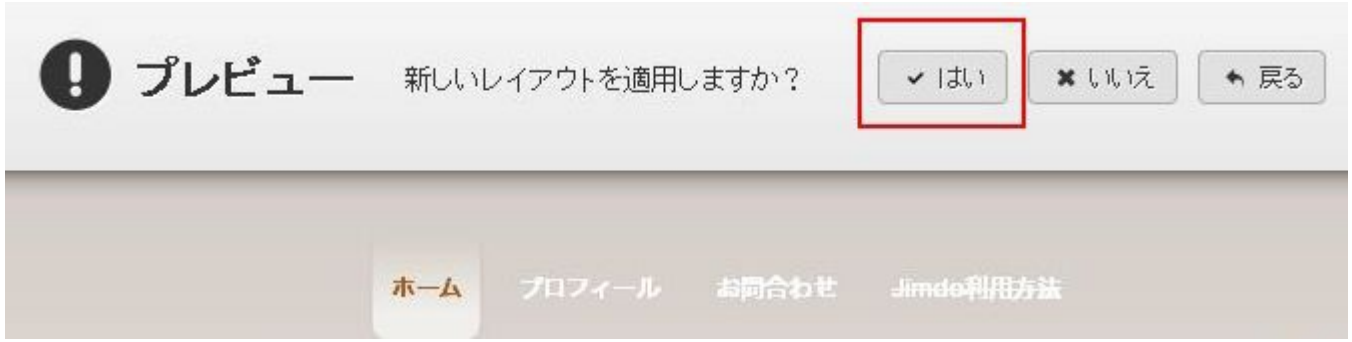

レイアウトが決まったら「はい」をクリックします

レイアウト変更後のページです

トップページの作成

トップページを編集してみましょう

赤い四角で囲んだ十字部分をクリックします

トップページの作成

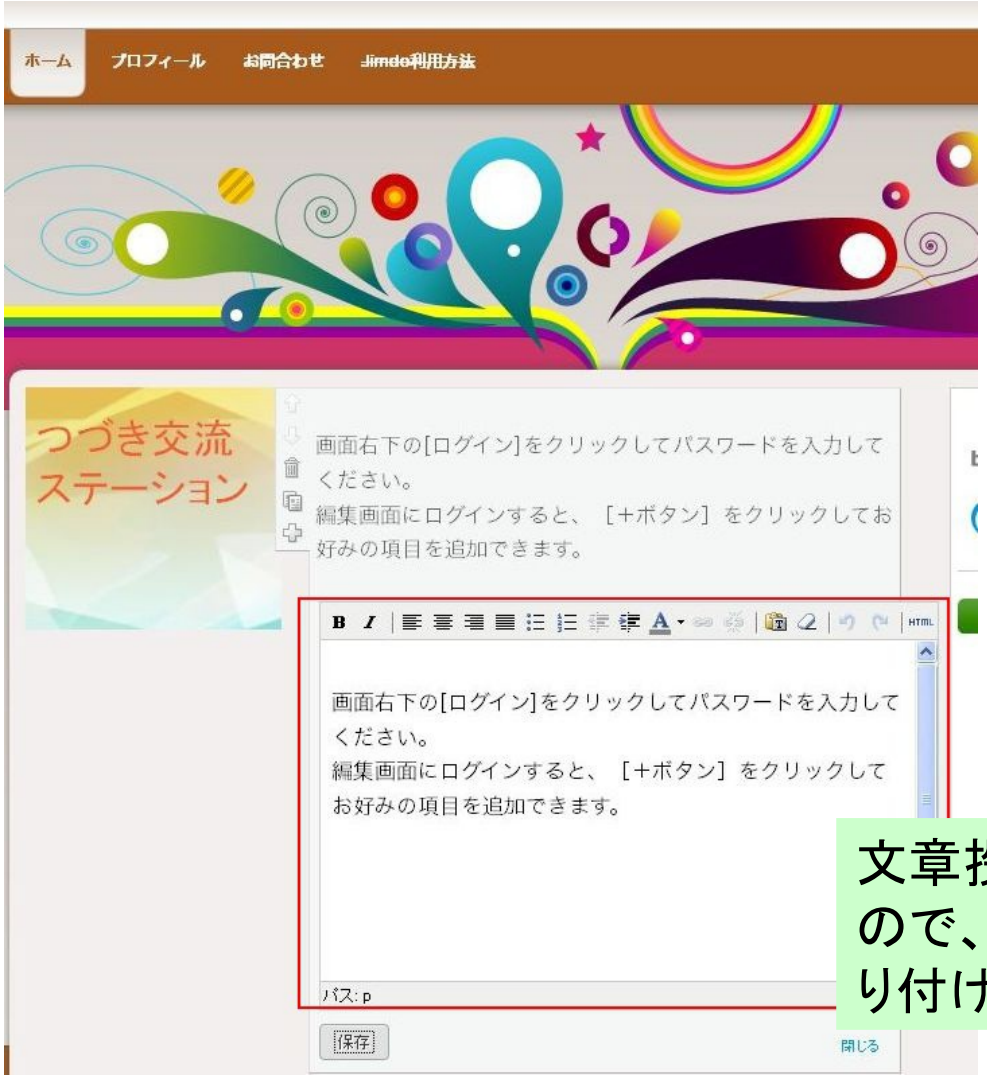

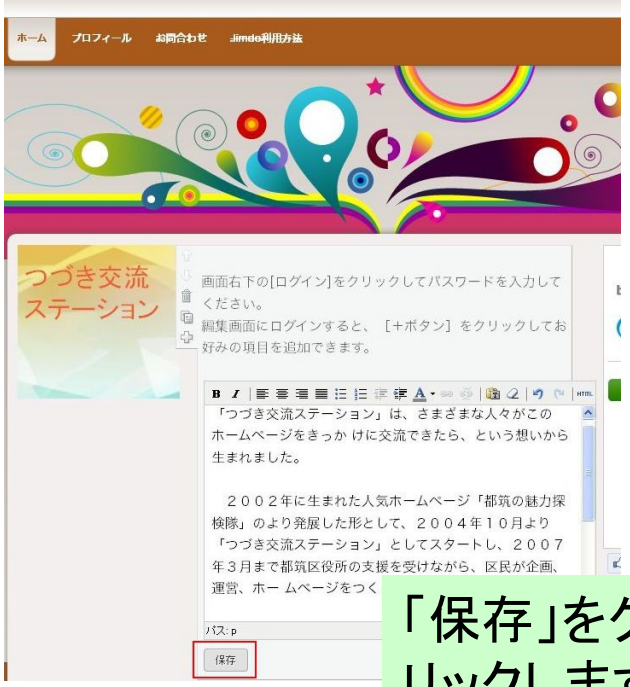

「保存」をクリックします

文章投稿画面が出てきますので、ここに文章を書くか、貼り付けます。

トップページの作成

トップページの完成です。

新しいページの作成

新規のページを作成してみましょう

上図の位置にマウスを持っていくと「ナビゲーションの編集」という表示が出ます。ここをクリックします

新しいページの作成

「新規ページを追加」をクリックします

新規ページのタイトルを入力します

新しいページの作成

ページタイトルを入力したら「保存」クリックします

右上にページタイトルが表示されていることを確認の上、「閉じる」をクリックします

新しいページの作成

「新項目を追加」をクリックします

「見出し」をクリックします

新しいページの作成

見出しを入れて「保存」をクリックします

「新項目を追加」をクリックします

新しいページの作成

「文章」をクリックします

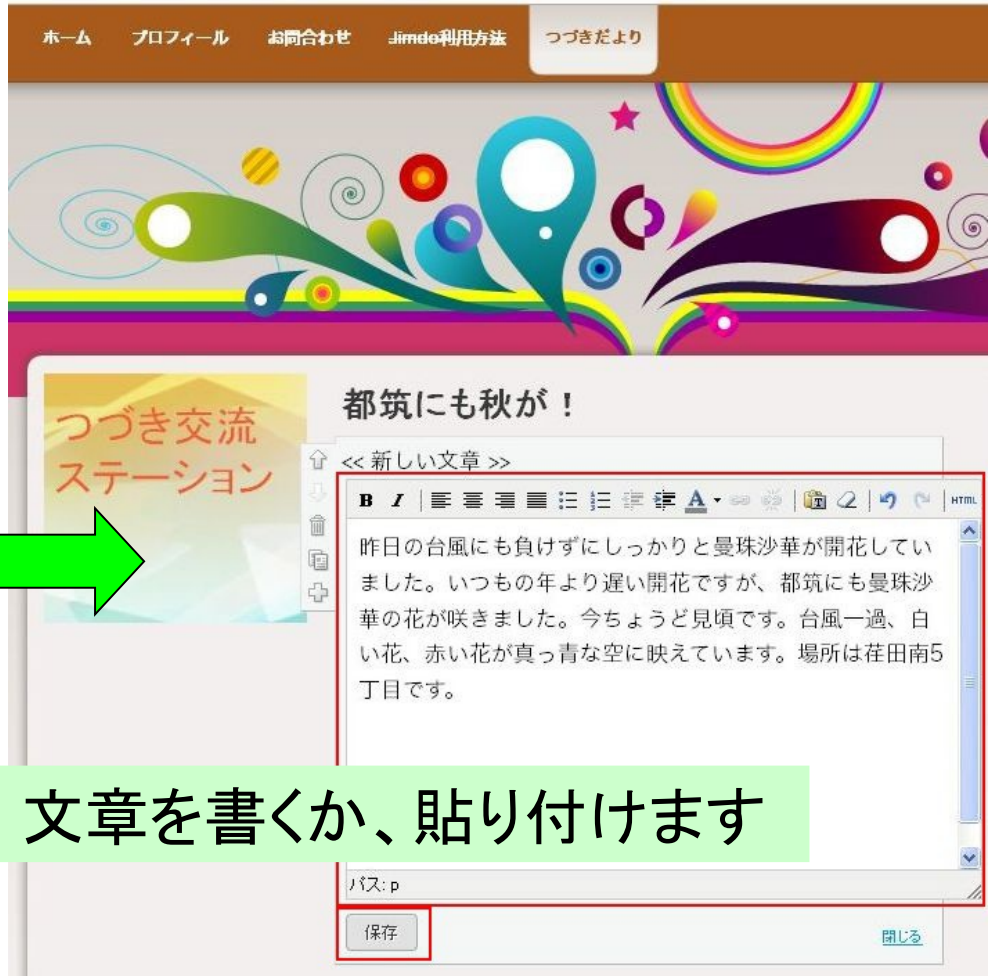

文章を書くか、貼り付けます

入力が終わったら「保存」をクリックします

新しいページの作成

本文の完成です

新しいページの作成

「写真」をクリックします

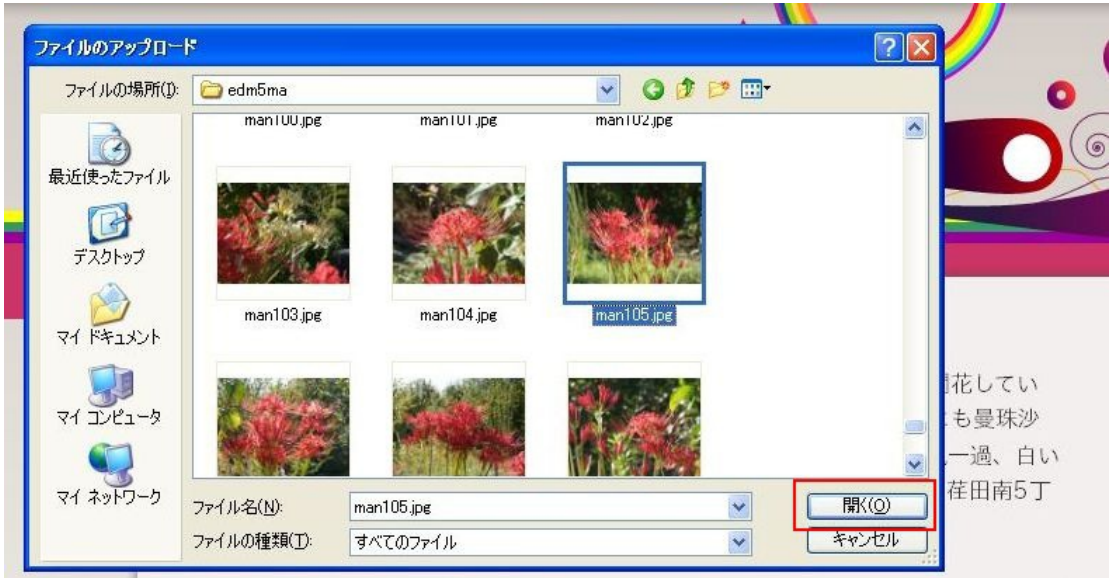

サブタイトル、代替テキスト蘭に写真の説明を入れる

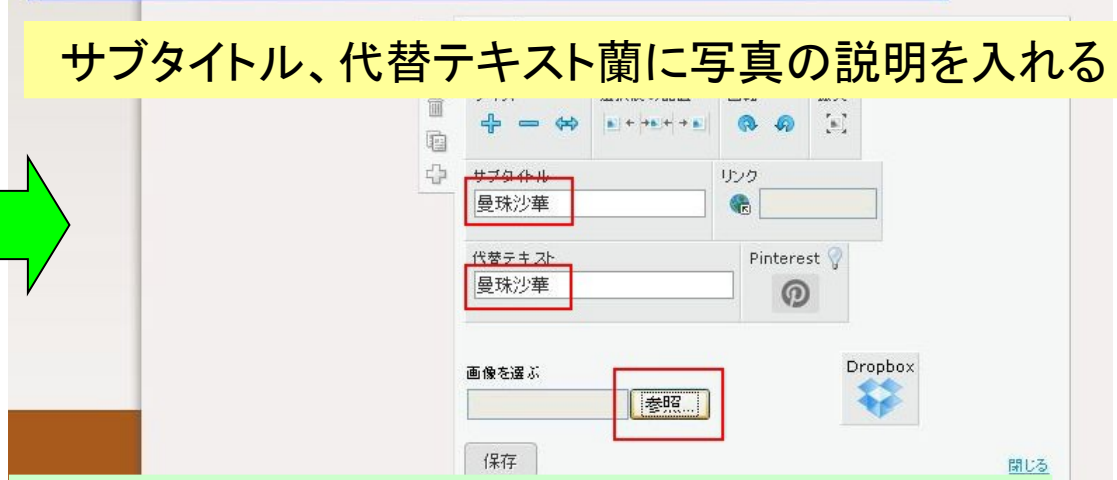

「参照」ボタンを押して適当な写真を選択する

新しいページの作成

「保存」をクリックします

新しいページの完成です

ページタイトルの変更

「ヘッダーの編集」をクリックします

「タイトル」タブをクリックします

ページタイトルの変更

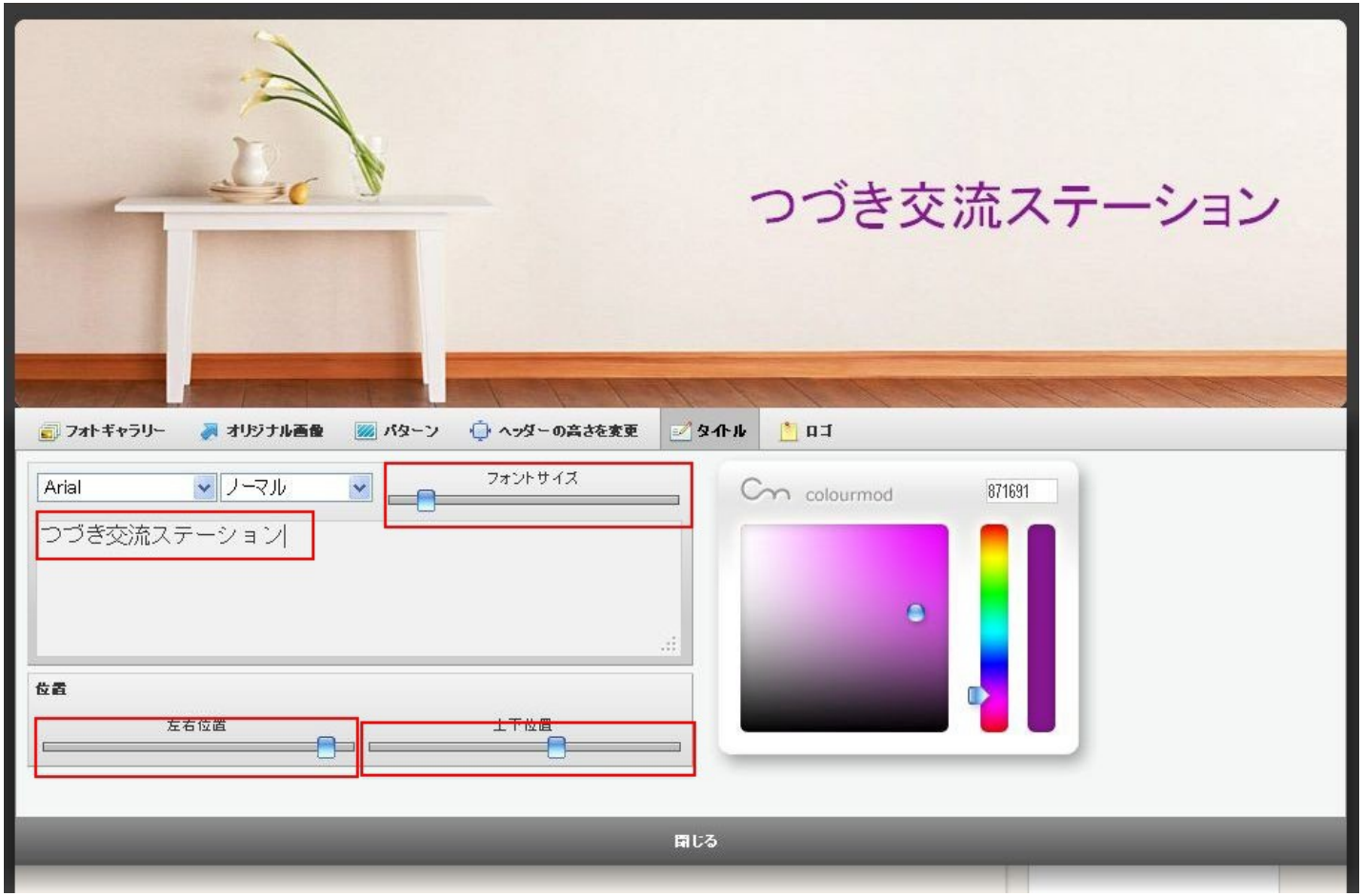

タイトルを入力してフォント、サイズ、位置等を調整します

ページタイトルの変更

完成です

「フォトギャラリー」から適当な写真を選択してダブルクリックします

Jimdoの設定

設定
こちらから各種設定が変更可能です。
Jimdo
ユーザー
パスワード
あなたのメールアドレス
情報登録
プロフィール写真
言語
アカウント削除
ウェブサイト
ページタイトル
フッター編集
ログインを非表示
パスワード保護領域
スマートフォン表示
サーバー空き容量
プライバシーステートメント
メールマガジン
ファビコン
フォームアーカイブ
ヘッダー部分を編集
メールとドメイン管理
メールアカウント
転送用メールアドレス
ドメイン
閉じる
設定
閉じる

Jimdoのフォント設定

Jimdoのレイアウト

Jimdoのブログ

ブログ
こちらからブログ記事の編集を行えます。
Jimdo
記事
ブログの設定がされていません。
ブログを新規設定する
ブログ
閉じる
閉じる

Jimdoの機能

見出し
写真
文章
写真付き文章
カラム
余白
表
フォトギャラリー
ファイルダウンロード
フォーム
水平線
ゲストブック
YouTube等
Flickr
Google マップ
ウィジェット / HTML
商品
商品カタログ
RSSフィード
Twitter
Facebook
シェアボタン
その他項目
閉じる

追加モジュール
表記の機能を有効/無効を設定できます
Jimdo
概要に戻る
追加モジュールの設定
オン
オフ
Flash
独自のフラッシュアニメーション(swfファイル)をアップロードし、ウェブサイトで表示します。
Jimdo
Jimdoボックスを設置するとお知り合いや別の方でもJimdoに登録できます。
Facebook
Jimdoに"いいね！"ボタン、ファンボックス、ファンの顔を追加します。
シェアボタン
シェアボタンを使えば閲覧者がTwitterやFacebook、その他のサービスを通じてあなたのホームページの情報をシェアできます。
設定
閉じる
閉じる

Jimdoのナビゲーション

Jimdoのページイメージ

お問い合わせ画面

プロフィール画面

ホームページ作成と著作権

HPを団体、仲間複数の人々と関わりながら作成する場合

「ホームページ作成者に帰属する著作権を，団体名（例えばXXX自治会、つづきパソピア等）に譲渡する」ということ覚え書き（契約書）に明記しておくこと。
それから覚え書きに，著作物の翻訳権・翻案権や，二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を譲渡する，と明記しておくこと。

また、譲渡が出来ない著作人格権については「著作者人格権の行使をしない」という条項を設けること。

著作物とは？

著作権法によって保護される対象を著作物という。著作物とは人の思想や感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するものをいう。（2条1項1号）

　また著作物あるいは単なるデータ（著作権が発生しない事実データ等）の編集物でその素材の選択や配列に創作性のあるものは編集著作物とされている（１２条）

　著作権は著作物の創作と同時に権利が発生し、官庁による事前審査・登録というものはない。
（これはベルヌ条約上の義務である）

写真の著作権と肖像権について

写真の著作権は撮影者にあります。ではその中に写っている人（被写体）にはどんな権利があるでしょう。まず人物の場合、その人、人たちの了解が取れているか？（一般に肖像権）

肖像権というのは、当人の承諾なしに容貌（ようぼう）・姿態（したい）をみだりに撮影されない権利や、当人の承諾なしに顔写真や肖像画を公開されない権利のことを言います。

肖像権は、明文規定がありませんので、憲法14条の「すべて国民は、個人として尊重される。自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」から導かれると考えられています。人格的権利となります。

それらをホームページなどに掲載する場合には、被写体である本人の許諾が必要だと考えられます。

人格的権利侵害

本人の承諾なしで、写真を撮影、ホームページ等に掲載すると人格的権利侵害として、親告罪となります。
親告罪とは被害を受けた当人からの親告ということになります。従ってそれを見付けた第三者はあくまで、本人に知らせてあげること位しか出来ない。それを受けて親告するのは本人になります。
（また現実的には即、親告罪で訴えるということではなく、まず掲載を止めてほしいという申し出、それでも止めない場合法的処置という流れですね）

本人から掲載をやめて欲しい等の申し出があった場合は速やかに対応することで良いのではないかと考えます。

本人が親告する場合は、名誉毀損、誹謗中傷、侮辱、プライバシーの侵害等の理由での訴えることになります。ではどの程度の写真が人格的権利侵害になるか？

実際は裁判に問うことになりますが、本人１人が顔もはっきり判る程度に写っていて、名前、住所等が判るような表記方法で明らかに本人と判る表現であれば、人格的権利侵害と認定されると考えられます。

インターネット上に存在する主な著作権

著作権の存在するもの

- 像権（タレントや芸能人の写真やTVのキャプチャ画像）
- JASRACが管理している音楽データ
- ホームページに掲載している文章（引用を除く）など

著作権として認められないもの

- WEBサイト全体のデザイン
- HTMLソース
- プログラムのソースコード

リンクについて

- リンクは自由に貼っても良い。
  該当HPの管理者に禁止する権利はありません。
  （ただし、事前、事後連絡を取った方が良い）

（（参考））Webメールの受信

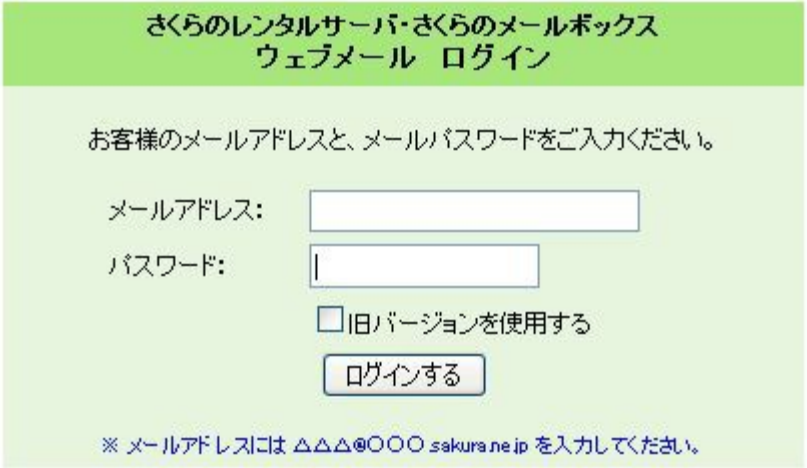

下記URLに接続する

さくらのレンタルサーバ・さくらのメールボックス
https://secure.sakura.ad.jp/rscontrol/?webmail=1

メールアドレスとパスワード入力してログインをクリックする

（（参考））お奨めのフリーソフト
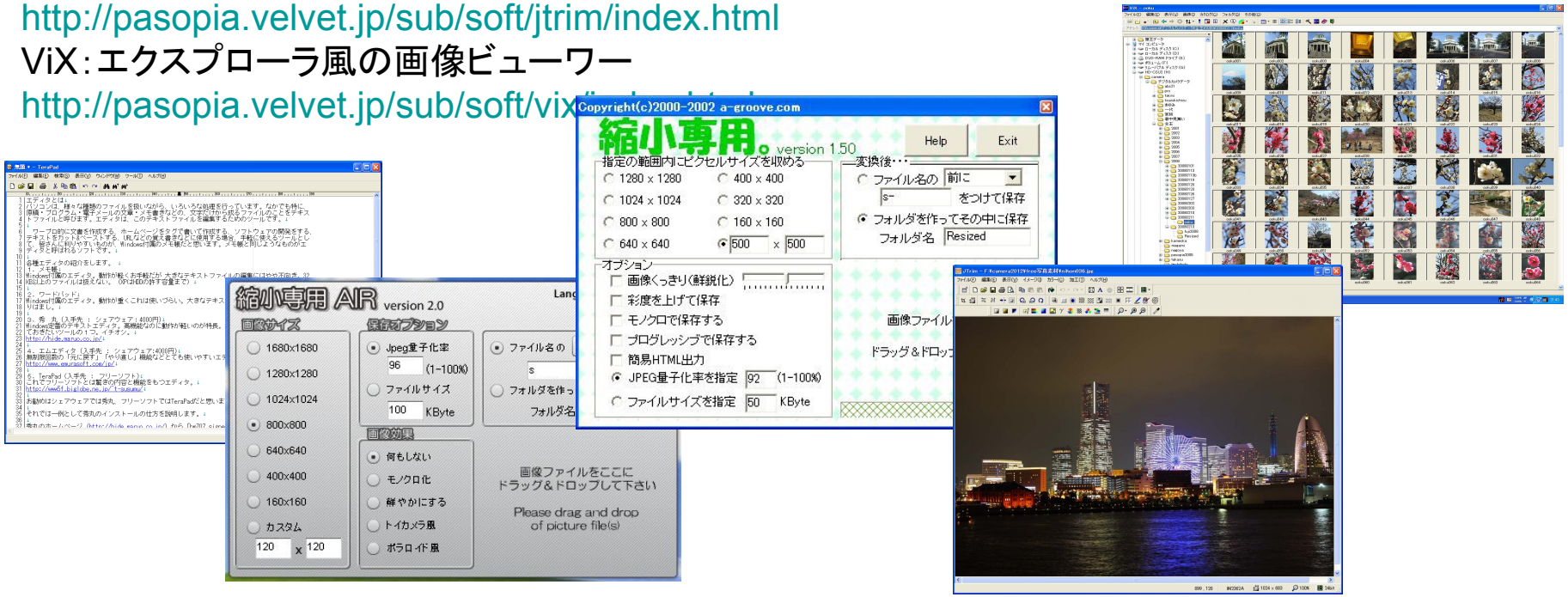
お奨めのフリーソフト
http://pasopia.velvet.jp/sub/soft/
TeraPad ：フリーのテキストエディター
http://pasopia.velvet.jp/sub/soft/terapad/index.html
縮小専用AIR:画像縮小ソフトの定番「縮小専用。」のAdobe AIR版
http://pasopia.velvet.jp/sub/soft/syukusenair/index.html
縮小専用:複数画像をドラッグ＆ドロップの簡単操作で綺麗に縮小できるリサイズソフト
http://pasopia.velvet.jp/sub/soft/syukusen/index.html
JTrim：デジカメ画像などを簡単な操作で加工・修正できるレタッチソフト
http://pasopia.velvet.jp/sub/soft/jtrim/index.html
ViX：エクスプローラ風の画像ビューワー
http://pasopia.velvet.jp/sub/soft/vix